

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	児童手当又は特例給付の支給に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

狛江市は、児童手当又は特例給付の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

東京都狛江市長

## 公表日

令和6年8月20日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当又は特例給付の支給に関する事務
②事務の概要	<p>児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>① 認定請求の受理、その請求に係る事実についての審査 ② 額改定請求の受理、その請求に係る事実についての審査 ③ 公簿等によって確認したことに伴う職権に基づいた額の改定 ④ 未支払分の請求の受理、その請求に係る事実についての審査 ⑤ 受給者変更、年齢到達、住民票の異動や監護・生計の内容に伴う受給資格の変更・消滅処理 ⑥ 現況届の受理、その請求に係る事実についての審査 ⑦ 父母指定者の届出の受理、その請求に係る事実についての審査 ⑧ 法第28条の資料の提供等の求めに関する事務 ⑨ 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条に規定する特定公的給付の支給に関する事務 ⑩ 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条に規定する特定公的給付の支給に関する事務</p>
③システムの名称	児童手当システム、庁内連携システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、マイナポータルびったりサービス(サービス検索・電子申請機能)
2. 特定個人情報ファイル名	
①児童手当情報ファイル、②公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条に規定する特定公的給付の支給に関する情報ファイル、③公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条に規定する特定公的給付の支給に関する情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表第一 81, 134の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	<p>【情報提供】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42, 125, 161の項</p> <p>【情報照会】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表106, 107, 160の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	狛江市子ども家庭部子ども若者政策課
②所属長の役職名	子ども若者政策課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	狛江市子ども家庭部子ども若者政策課助成支援係 狛江市和泉本町一丁目1番5号 03-3430-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	狛江市企画財政部政策室政策法制担当 狛江市和泉本町一丁目1番5号 03-3430-1111

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年9月29日	I 関連情報5 評価実施機関における担当部署②所属長	小川 みゆき	白鳥 幹明	事後	
令和1年6月30日	IV リスク対策	(なし)	新様式への変更	事前	
令和1年6月30日	I 関連情報 5 所属長	子育て支援課長 白鳥 幹明	子育て支援課長	事前	
令和1年6月30日	II しきい値判断項目	平成27年10月31日 時点	平成31年6月30日 時点	事前	
令和2年8月3日	I 関連情報 5 評価実施期間における担当部署	①部署 狛江市児童青少年部子育て支援課 ②所属長 子育て支援課長	①部署 狛江市子ども家庭部子ども政策課 ②所属長 子ども政策課長	事後	
令和2年8月3日	I 関連情報 7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	狛江市児童青少年部子育て支援課手当助成係	狛江市子ども家庭部子ども政策課手当助成係	事後	
令和3年12月27日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①～⑧ (略)	児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①～⑧ (略) ⑨ 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第36号)第10条に規定する特定公的給付の支給に関する事務	事後	
令和3年12月27日	I 関連情報 2 特定個人情報ファイル名	児童手当情報ファイル	①児童手当情報ファイル、②公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条に規定する特定公的給付の支給に関する情報ファイル	事後	
令和3年12月27日	I 関連情報 個人番号の利用法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表第一 56の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(内閣府・総務省令第5号)第44条	・番号法第9条第1項及び別表第一 56、100の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(内閣府・総務省令第5号)第44条、第73条	事後	
令和3年12月27日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供】(略) 【情報照会】 ・番号法第19条第7号 別表第二 74、75の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第40条	【情報提供】(略) 【情報照会】 ・番号法第19条第8号 別表第二 74、75、121の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第40条、第59条の4	事後	
令和3年12月27日	II しきい値判断項目	令和元年6月30日 時点	令和3年12月1日 時点	事後	
令和5年1月20日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①～⑧ (略)	児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①～⑧ (略) ⑨ 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第36号)第9条に規定する特定公的給付の支給に関する事務	事後	
令和5年1月27日	I 関連情報 2 特定個人情報ファイル名	①児童手当情報ファイル、②公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条に規定する特定公的給付の支給に関する情報ファイル	①～②(略) ③公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条に規定する特定公的給付の支給に関する情報ファイル	事後	
令和5年1月27日	II しきい値判断項目	令和3年12月1日 時点	令和4年12月1日 時点	事後	
令和5年1月27日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	児童手当システム、庁内連携システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	児童手当システム、庁内連携システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、マイナンバーびつりサービス(サービス検索・電子申請機能)	事前	
令和8年8月20日	I 関連情報 3. 個人番号の利用法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第9条第1項及び別表第一の56、100の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(内閣府・総務省令第5号)第44条、第73条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第9条第1項及び別表第一の56、100の項 134の項	事後	
令和8年8月20日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供】 ・番号法第19条第8号 別表第二 26、30、87の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第19条、第44条 【情報照会】 ・番号法第19条第8号 別表第二 74、75、121の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第40条、第59条の4	【情報提供】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、125、161の項 【情報照会】 ・番号法第19条第8号 主務省令第2条の表106、107、160の項	事後	
令和8年9月20日	I 関連情報 5 評価実施期間における担当部署	①部署 狛江市子ども家庭部子ども政策課 ②所属長 子ども政策課長	①部署 狛江市子ども家庭部子ども若者政策課 ②所属長 子ども若者政策課長	事後	
令和8年9月20日	I 関連情報 7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	狛江市子ども家庭部子ども政策課手当助成係	狛江市子ども家庭部子ども若者政策課助成支援係	事後	

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	子ども・子育て支援法に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

狛江市は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講じた上で、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

東京都狛江市長

## 公表日

令和6年8月20日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども・子育て支援法に関する事務
②事務の概要	子ども・子育て支援法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①子どものための教育・保育給付に係る支給認定 ②利用者負担区分の決定 ③保育の必要性に関する事項等の届出及び書類の受理 ④子育てのための施設等利用給付認定 ⑤地域子ども・子育て支援事業に係る補足給付の実施等の事務を行う。
③システムの名称	Acrocity福祉総合システム、庁内連携システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども子育て支援ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の127の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表155の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	粕江市子ども家庭部児童育成課
②所属長の役職名	児童育成課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	粕江市子ども家庭部児童育成課 粕江市和泉本町一丁目1番5号 03-3430-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	粕江市企画財政部政策室 政策法制担当 粕江市和泉本町一丁目1番5号 03-3430-1111

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="checkbox"/> ] 自己点検 [ <input type="checkbox"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない



# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	生活保護及び中国残留邦人等支援給付に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

狛江市は、生活保護及び中国残留邦人等支援給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

東京都狛江市長

## 公表日

令和6年8月20日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護及び中国残留邦人等支援給付に関する事務
②事務の概要	<p>生活保護法(昭和25年法律第144号)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>1 生活保護に関する事務 (1)保護の実施に関する事務 (2)保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、その他申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (3)職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 (4)保護の停止又は廃止に関する事務 (5)就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (6)保護に要する費用の返還に関する事務 (7)徴収金の徴収に関する事務 (8)医療扶助オンライン資格確認 (ア)生活保護システムから医療保険者向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 (イ)社会保険診療報酬支払基金へ委託する以下の事務 ・医療保険者向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ・医療保険者向け中間サーバー等における本人確認事務 ・医療保険者向け中間サーバー等における機関別符号の取得等</p> <p>2 中国残留邦人等支援給付に関する事務 (1)支援給付の支給の実施に関する事務 (2)変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (3)職権による開始又は同条第二項の職権による変更に関する事務 (4)停止又は廃止に関する事務 (5)費用の返還に関する事務 (6)徴収金の徴収に関する事務</p>
③システムの名称	1 生活保護システム 2 中国残留邦人支援システム 3 庁内連携システム 4 団体内統合宛名システム 5 中間サーバー 6 医療保険者等向け中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
1 生活保護システムファイル 2 中国残留邦人支援システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1 生活保護に関する事務 ・番号法第9条第1項及び別表の23の項  2 中国残留邦人等支援給付に関する事務 ・番号法第9条第1項及び別表の95の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>1 生活保護に関する事務</p> <p>【情報提供】 ・番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 13、14、18、20、40、42、48、49、53、74、76、86、87、89、96、125、128、132、141、144、155、158の項</p> <p>2 中国残留邦人等支援給付に関する事務</p> <p>【情報提供】 ・番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 13、14、18、20、40、42、96、125、144、155、158の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	粕江市福祉保健部福祉相談課
②所属長の役職名	福祉相談課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	粕江市 福祉保健部 福祉相談課 東京都粕江市和泉本町1-1-5 電話 03-3430-1111(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	粕江市 企画財政部 政策室 東京都粕江市和泉本町1-1-5 電話 03-3430-1111(代表)

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年2月29日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人以上 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年2月29日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	<input type="radio"/> 自己点検 <input type="radio"/> 内部監査      [ ] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	IV リスク対策	(なし)	新様式への変更	事前	
令和1年6月28日	II しいい値判断項目	平成27年10月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事前	
令和1年6月28日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署	小川 正美	福祉相談課長	事後	
令和3年12月27日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和6年2月29日	I 関連情報 1特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	1 生活保護に関する事務 (1)～(7) (略)	1 生活保護に関する事務 (1)～(7) (略)  以下の事務 ・医療保険者向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ・医療保険者向け中間サーバー等における本人確認事務 ・医療保険者向け中間サーバー等における機関別符号の取得等	事前	
令和6年2月29日	I 関連情報 1特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ③システム上の名称	1～5 (略)	1～5 (略) 6 医療保険者等向け中間サーバー	事前	
令和6年2月29日	II しいい値判断項目 いつ時点の計数か	平成31年4月1日	令和6年2月29日	事後	
令和6年8月20日	I 関連情報 3 個人番号の利用 法令上の根拠	1 生活保護に関する事務 ・番号法第9条第1項及び別表第一の15の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第15条  2 中国残留邦人等支援給付に関する事務 ・番号法第9条第1項及び別表第一の63の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(内閣府・総務省令第5号)第48条	1 生活保護に関する事務 ・番号法第9条第1項及び別表の23の項  2 中国残留邦人等支援給付に関する事務 ・番号法第9条第1項及び別表の95の項	事後	
令和6年8月20日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1 生活保護に関する事務 【情報提供】 ・番号法第19条第8号及び別表第2 9, 10, 14, 16, 24, 26, 27, 28, 30, 31, 50, 54, 61, 62, 64, 70, 87, 90, 94, 104, 106, 108, 116, 120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(内閣府・総務省令第7号)(以下、条番号省略)  【情報照会】 ・番号法第19条第8号及び別表第2 26の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第19条  2 中国残留邦人等支援給付に関する事務 【情報提供】 ・番号法第19条第8号及び別表第2 9, 10, 14, 16, 24, 26, 70, 87, 108, 116, 120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(以下、条番号省略)  【情報照会】 ・番号法第19条第8号及び別表第2 87項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第44条	1 生活保護に関する事務  【情報提供】 ・番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 13, 14, 18, 20, 40, 42, 48, 49, 53, 74, 76, 86, 87, 89, 96, 125, 128, 132, 141, 144, 155, 158の項  2 中国残留邦人等支援給付に関する事務  【情報提供】 ・番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 13, 14, 18, 20, 40, 42, 96, 125, 144, 155, 158の項	事後	

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	乳幼児の医療費の助成に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

狛江市は、乳幼児の医療費の助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

東京都狛江市長

## 公表日

令和6年8月20日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	乳幼児の医療費助成に関する事務
②事務の概要	<p>6歳に達した日の属する年度の末日までの乳幼児を養育している父・母又は養育者に、乳幼児の保険診療による医療費の自己負担分を助成する。</p> <p>狛江市乳幼児の医療費の助成に関する条例(平成5年条例第31号)、狛江市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(令和4年条例第32号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>① 医療証の交付に係る申請の受理、その申請に係る事実についての審査に関する事務</li><li>② 申請事項の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査に関する事務</li><li>③ 公簿等によって確認したことに伴う職権に基づいた受給資格の変更・消滅処理に関する事務</li><li>④ 保護者変更、年齢到達、住民票の異動や監護・生計の内容に伴う受給資格の変更・消滅処理に関する事務</li><li>⑤ 現況届の受理、その届出に係る事実についての審査に関する事務</li></ol>
③システムの名称	福祉総合システム、庁内連携システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
乳幼児の医療費助成情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"><li>・番号法第9条第2項(利用範囲)</li><li>・狛江市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例第3条第1項(個人番号及び特定個人情報の利用範囲)</li></ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	<p>【情報照会】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・番号法第19条第9号</li><li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(平成28年個人情報保護委員会規則第5号)第2条</li><li>・狛江市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例別表第1及び別表第2</li></ul>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	狛江市子ども家庭部子ども若者政策課
②所属長の役職名	子ども若者政策課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	狛江市子ども家庭部子ども若者政策課助成支援係 狛江市和泉本町一丁目1番5号 03-3430-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	狛江市企画財政部政策室政策法制担当 狛江市和泉本町一丁目1番5号 03-3430-1111

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年2月29日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年2月29日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない



# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	義務教育就学児の医療費の助成に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

狛江市は、義務教育就学児の医療費の助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

東京都狛江市長

## 公表日

令和6年8月20日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	義務教育就学児の医療費の助成に関する事務
②事務の概要	<p>6歳に達した日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達した日の属する年度の末日までの児童を養育している父・母又は養育者に、児童の保険診療による医療費の自己負担分の一部又は全部を助成する。(所得制限有り)</p> <p>狛江市義務教育の医療費の助成に関する条例(平成19年条例第9号)、狛江市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(令和4年条例第32号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 医療証の交付に係る申請の受理、その申請に係る事実についての審査に関する事務</li><li>② 申請事項の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査に関する事務</li><li>③ 公簿等によって確認したことに伴う職権に基づいた受給資格の変更・消滅処理に関する事務</li><li>④ 保護者変更、年齢到達、住民票の異動や監護・生計の内容に伴う受給資格の変更・消滅処理に関する事務</li><li>⑤ 現況届の受理、その届出に係る事実についての審査に関する事務</li></ul>
③システムの名称	福祉総合システム、庁内連携システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
義務教育の医療費助成情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第2項(利用範囲) ・狛江市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例第3条第1項(個人番号及び特定個人情報の利用範囲)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	【情報照会】 ・番号法第19条第9号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(平成28年個人情報保護委員会規則第5号)第2条 ・狛江市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例別表第1及び別表第2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	狛江市子ども家庭部子ども若者政策課
②所属長の役職名	子ども若者政策課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	狛江市子ども家庭部子ども若者政策課助成支援係 狛江市和泉本町一丁目1番5号 03-3430-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	狛江市企画財政部政策室政策法制担当 狛江市和泉本町一丁目1番5号 03-3430-1111

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年2月29日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年2月29日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="checkbox"/> ] 自己点検	[ <input type="checkbox"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月30日	IV リスク対策	(なし)	新様式への変更	事前	
令和1年6月30日	I 関連情報 5 所属長	子育て支援課長 白鳥 幹明	子育て支援課長	事前	
令和1年6月30日	II しきい値判断項目	平成28年8月31日 時点	令和1年6月30日 時点	事前	
令和2年8月3日	I 関連情報 5 評価実施期間における担当部署	①部署 狛江市児童青少年部子育て支援課 ②所属長 子育て支援課長	①部署 狛江市子ども家庭部子ども政策課 ②所属長 子ども政策課長	事後	
令和2年8月3日	I 関連情報 7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	狛江市児童青少年部子育て支援課手当助成係	狛江市子ども家庭部子ども政策課手当助成係	事後	
令和3年12月27日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第14項	番号法第19条第9号	事後	
令和6年1月29日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	狛江市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(平成27年条例第19号)	狛江市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(令和4年条例第32号)	事後	
令和6年1月29日	I 関連情報 3 個人番号の利用 法律上の根拠	狛江市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第6条第2項(利用範囲)	狛江市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例第3条第1項(個人番号及び特定個人情報の利用範囲)	事後	
令和6年1月29日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	狛江市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 別表第1	狛江市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例 別表第1	事後	
令和6年1月29日	II しきい値判断項目	令和1年6月30日 時点	令和5年12月1日 時点	事後	
令和6年2月29日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	狛江市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例 別表第1	狛江市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例 別表第1及び別表第2	事後	
令和6年2月29日	II しきい値判断項目 いつ時点の計数か	令和5年12月1日	令和6年2月29日	事後	
令和6年8月20日	I 関連情報 5 評価実施期間における担当部署	①部署 狛江市子ども家庭部子ども政策課 ②所属長 子ども政策課長	①部署 狛江市子ども家庭部子ども若者政策課 ②所属長 子ども若者政策課長	事後	
令和6年8月20日	I 関連情報 7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	狛江市子ども家庭部子ども政策課手当助成係	狛江市子ども家庭部子ども若者政策課助成支援係	事後	

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	ひとり親家庭等医療費助成に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

狛江市は、ひとり親家庭等医療費助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

東京都狛江市長

## 公表日

令和6年8月20日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	ひとり親家庭等医療費助成に関する事務
②事務の概要	<p>18歳に達した日の属する年度の末日までの児童(20歳未満の障害のある児童を含む。)を養育しているひとり親家庭等の父・母又は養育者に、父・母又は養育者及び児童の保険診療による医療費の自己負担分の一部又は全部を助成する。(所得制限有り)</p> <p>狛江市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(平成元年条例第33号)、狛江市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(令和4年条例第32号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 医療証の交付に係る申請の受理、その申請に係る事実についての審査に関する事務</li><li>② 申請事項の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査に関する事務</li><li>③ 公簿等によって確認したことに伴う職権に基づいた受給資格の変更・消滅処理に関する事務</li><li>④ 年齢到達、住民票の異動や監護・生計の内容に伴う受給資格の変更・消滅処理に関する事務</li><li>⑤ 現況届の受理、その請求に係る事実についての審査に関する事務</li><li>⑥ 障害の状態の届出に係る事実についての審査に関する事務</li></ul>
③システムの名称	福祉総合システム、庁内連携システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
ひとり親家庭等医療費助成情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第2項(利用範囲) ・狛江市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例第3条第1項(個人番号及び特定個人情報の利用範囲)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	【情報照会】 ・番号法第19条第9号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(平成28年個人情報保護委員会規則第5号)第2条 ・狛江市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例別表第1及び別表第2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	狛江市子ども家庭部子ども若者政策課
②所属長の役職名	子ども若者政策課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	狛江市子ども家庭部子ども若者政策課助成支援係 狛江市和泉本町一丁目1番5号 03-3430-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	狛江市企画財政部政策室政策法制担当 狛江市和泉本町一丁目1番5号 03-3430-1111

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年2月29日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年2月29日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="checkbox"/> ] 自己点検	[ <input type="checkbox"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月30日	IV リスク対策	(なし)	新様式への変更	事前	
令和1年6月30日	I 関連情報 5 所属長	子育て支援課長 白鳥 幹明	子育て支援課長	事前	
令和1年6月30日	II しきい値判断項目	対象人数1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事前	
令和1年6月30日	II しきい値判断項目	平成28年7月31日 時点	令和1年6月30日 時点	事前	
令和2年8月3日	I 関連情報 5 評価実施期間における担当部署	①部署 狛江市児童青少年部子育て支援課 ②所属長 子育て支援課長	①部署 狛江市子ども家庭部子ども政策課 ②所属長 子ども政策課長	事後	
令和2年8月3日	I 関連情報 7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	狛江市児童青少年部子育て支援課手当助成係	狛江市子ども家庭部子ども政策課手当助成係	事後	
令和3年12月27日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第14項	番号法第19条第9号	事後	
令和6年1月29日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	狛江市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(平成27年条例第19号)	狛江市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(令和4年条例第32号)	事後	
令和6年1月29日	I 関連情報 3 個人番号の利用 法律上の根拠	狛江市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第6条第2項(利用範囲)	狛江市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例第3条第1項(個人番号及び特定個人情報の利用範囲)	事後	
令和6年1月29日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	狛江市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 別表第1	狛江市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例 別表第1	事後	
令和6年1月29日	II しきい値判断項目	令和1年6月30日 時点	令和5年12月1日 時点	事後	
令和6年2月29日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	狛江市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例 別表第1	狛江市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例 別表第1及び別表第2	事後	
令和6年2月29日	II しきい値判断項目 いつ時点の計数か	令和5年12月1日	令和6年2月29日	事後	
令和6年8月20日	I 関連情報 5 評価実施期間における担当部署	①部署 狛江市子ども家庭部子ども政策課 ②所属長 子ども政策課長	①部署 狛江市子ども家庭部子ども若者政策課 ②所属長 子ども若者政策課長	事後	
令和6年8月20日	I 関連情報 7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	狛江市子ども家庭部子ども政策課手当助成係	狛江市子ども家庭部子ども若者政策課助成支援係	事後	

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	児童育成手当の支給に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

狛江市は、児童育成手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

東京都狛江市長

## 公表日

令和6年8月20日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童育成手当の支給に関する事務
②事務の概要	<p>18歳に達した日の属する年度の末日までの児童(20歳未満の障害のある児童を含む。)を養育しているひとり親家庭等の父・母又は養育者に支給する。</p> <p>狛江市児童育成手当条例(昭和46年条例第41号)、狛江市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(令和4年条例第32号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>① 認定申請の受理、その申請に係る事実についての審査</li><li>② 額改定申請の受理、その申請に係る事実についての審査</li><li>③ 公簿等によって確認したことに伴う職権に基づいた額の改定</li><li>④ 未支払分の請求の受理、その請求に係る事実についての審査</li><li>⑤ 受給者変更、年齢到達、障害の状態、住民票の異動や監護・生計の内容に伴う受給資格の変更・消滅処理</li><li>⑥ 現況届の受理、その届出に係る事実についての審査</li><li>⑦ 障害の届出に係る事実についての審査</li></ol>
③システムの名称	福祉総合システム、庁内連携システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
児童育成手当情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第2項(利用範囲) ・狛江市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例第3条第1項(個人番号及び特定個人情報の利用範囲)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	【情報照会】 ・番号法第19条第9号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(平成28年個人情報保護委員会規則第5号)第2条 ・狛江市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例別表第1及び別表第2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	狛江市子ども家庭部子ども若者政策課
②所属長の役職名	子ども若者政策課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	狛江市子ども家庭部子ども若者政策課助成支援係 狛江市和泉本町一丁目1番5号 03-3430-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	狛江市企画財政部政策室政策法制担当 狛江市和泉本町一丁目1番5号 03-3430-1111

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年2月29日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年2月29日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月30日	IV リスク対策	(なし)	新様式への変更	事前	
令和1年6月30日	I 関連情報 5 所属長	子育て支援課長 白鳥 幹明	子育て支援課長	事前	
令和1年6月30日	II しきい値判断項目	平成28年8月1日 時点	平成31年6月30日 時点	事前	
令和2年8月3日	I 関連情報 5 評価実施期間における担当部署	①部署 狛江市児童青少年部子育て支援課 ②所属長 子育て支援課長	①部署 狛江市子ども家庭部子ども政策課 ②所属長 子ども政策課長	事後	
令和2年8月3日	I 関連情報 7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	狛江市児童青少年部子育て支援課手当助成係	狛江市子ども家庭部子ども政策課手当助成係	事後	
令和3年12月27日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第14項	番号法第19条第9号	事後	
令和6年2月29日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	狛江市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(平成27年条例第19号)	狛江市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(令和4年条例第32号)	事後	
令和6年2月29日	I 関連情報 3 個人番号の利用 法令上の根拠	狛江市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第6条第2項(利用範囲)	狛江市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例第3条第1項(個人番号及び特定個人情報の利用範囲)	事後	
令和6年2月29日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	狛江市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 別表第1	狛江市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例 別表第1及び別表第2	事後	
令和6年2月29日	II しきい値判断項目 いつ時点の計数か	令和1年6月30日	令和6年2月29日	事後	
令和6年8月20日	I 関連情報 5 評価実施期間における担当部署	①部署 狛江市子ども家庭部子ども政策課 ②所属長 子ども政策課長	①部署 狛江市子ども家庭部子ども若者政策課 ②所属長 子ども若者政策課長	事後	
令和6年8月20日	I 関連情報 7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	狛江市子ども家庭部子ども政策課手当助成係	狛江市子ども家庭部子ども若者政策課助成支援係	事後	

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
23	母子保健法に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

狛江市は、母子保健法(昭和40年法律第141号)の事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

東京都狛江市長

## 公表日

令和6年8月20日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健法に関する事務
②事務の概要	母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収又は乳幼児健診に関する事務を行う。
③システムの名称	健康管理システム・宛名管理システム・中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
母子保健ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表70の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、80、127、161の項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表95、96の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	狛江市子ども家庭部子ども家庭課
②所属長の役職名	子ども家庭課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	201-0013 狛江市元和泉二丁目35番1号 狛江市子ども家庭部子ども家庭課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	201-8585 狛江市和泉本町一丁目1番5号 狛江市企画財政部政策室

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年2月29日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年2月29日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="checkbox"/> ] 自己点検 [ <input type="checkbox"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年12月18日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第7号 70の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第39条	(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二の69の2、70の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第38条の3、第39条	事前	
令和3年12月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和6年2月29日	II しきい値判断項目 いつ時点の計数か	令和1年9月1日	令和6年2月29日	事後	
令和6年8月20日	I 関連情報 3 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一の49の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第40条	番号法第9条第1項 別表70の項	事後	
令和6年8月20日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第8号 別表第二の26、56の2、87の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第19、30、44条 (別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第8号 別表第二の69の2、70の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第38条の3、第39条	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、80、127、161の項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表95、96の項	事後	
令和6年8月20日	5 評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長の役職名	①狛江市福祉保健部健康推進課 ②健康推進課長	①狛江市子ども家庭部子ども家庭課 ②子ども家庭課長	事後	
令和6年8月20日	7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	201-0013 狛江市元和泉二丁目35番1号 狛江市福祉保健部健康推進課	201-0013 狛江市元和泉二丁目35番1号 狛江市子ども家庭部子ども家庭課	事後	

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
24	予防接種法に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

狛江市は、予防接種法(昭和23年法律第68号)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益の保護に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減するための適切なセキュリティ対策を講じることで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

東京都狛江市長

## 公表日

令和6年8月20日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種法に関する事務
②事務の概要	予防接種法に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるもの（予防接種法附則第7条第2項の規定により同法第6条第1項の規定による予防接種とみなされる新型コロナウイルス感染症を含む。）について、市内に居住するものに対し期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、接種事務の報告等の事務を行う。
③システムの名称	健康管理システム・ワクチン接種記録システム（VRS）・宛名管理システム・中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の14の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ■ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、153、154の項 (情報照会の根拠) ■ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、27、28、29の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	■ 狛江市福祉保健部健康推進課
②所属長の役職名	健康推進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	■ 201-0013 狛江市元和泉二丁目35番1号 狛江市福祉保健部健康推進課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	201-8585 狛江市和泉本町一丁目1番5号 狛江市企画財政部政策室

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="checkbox"/> ] 自己点検 [ <input type="checkbox"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	予防接種法に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、市内に居住するものに対し期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、接種事務の報告等の事務を行う。	予防接種法に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるもの(予防接種法附則第7条第2項の規定により同法第6条第1項の規定による予防接種とみなされる新型コロナウイルス感染症を含む。)について、市内に居住するものに対し期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、接種事務の報告等の事務を行う。	事後	
令和3年12月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム・宛名管理システム・中間サーバ	健康管理システム・ワクチン接種記録システム(VRS)・宛名管理システム・中間サーバ	事後	
令和3年12月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の10の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条	■番号法第9条第1項 別表第一の10の項 ■番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条 ■番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ■番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	
令和3年12月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	狛江市福祉保健部健康推進課	■狛江市福祉保健部健康推進課 ■狛江市福祉保健部新型コロナ予防接種室	事後	
令和3年12月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職	健康推進課長	健康推進課長・新型コロナ予防接種室長	事後	
令和3年12月27日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	201-0013 狛江市元和泉二丁目35番1号 狛江市福祉保健部健康推進課	■201-0013 狛江市元和泉二丁目35番1号 狛江市福祉保健部健康推進課 ■201-8585 狛江市和泉本町一丁目1番5号 狛江市福祉保健部新型コロナ予防接種室	事後	
令和3年12月27日	II しきい値判断項目 いつ時点の係数か	令和元年10月1日時点	令和3年12月1日時点	事後	
令和6年8月20日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法律上の根拠	■番号法第9条第1項 別表第一の10の項 ■番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条 ■番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ■番号法第19条第6号(委託先への提供)	番号法第9条第1項 別表の14の項	事後	
令和6年8月20日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークによる 情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) ■番号法第19条第7号 別表第二の16の2項 ■番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第12条2 (別表第二における情報照会の根拠) ■番号法第19条第7号 別表第二の16の2、17、18の項 ■番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2	(情報提供の根拠) ■番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、153、154の項 (情報照会の根拠) ■番号法第19条第9号に基づく主務省令第2条の表25、27、28、29の項	事後	
令和6年8月20日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	■狛江市福祉保健部健康推進課 ■狛江市福祉保健部新型コロナ予防接種室	■狛江市福祉保健部健康推進課	事後	
令和6年8月20日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	健康推進課長・新型コロナ予防接種室長	健康推進課長	事後	
令和6年8月20日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	■201-0013 狛江市元和泉二丁目35番1号 狛江市福祉保健部健康推進課 ■201-8585 狛江市和泉本町一丁目1番5号 狛江市福祉保健部新型コロナ予防接種室	■201-0013 狛江市元和泉二丁目35番1号 狛江市福祉保健部健康推進課	事後	

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
25	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

狛江市は、生活に困窮する外国人に対する生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護に準ずる措置に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

東京都狛江市長

## 公表日

令和6年8月20日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務
②事務の概要	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第2項の規定により独自利用事務として、次に掲げる生活保護法に基づく事務に準ずる事務で特定個人情報を取り扱う。</p> <p>(1) 生活保護法第19条第1項の保護の実施に関する事務 (2) 生活保護法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (3) 生活保護法第25条第1項の職権による保護の開始又は同条第2項の職権による保護の変更に関する事務 (4) 生活保護法第26条の保護の停止又は廃止に関する事務 (5) 生活保護法第29条第1項の資料の提供等の求めに関する事務 (6) 生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (7) 生活保護法第55条の5第1項の進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (8) 生活保護法第63条の保護に要する費用の返還に関する事務 (9) 生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収(同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。)に関する事務</p> <p>※情報連携を行う事務は、第1号から第4号まで、第8号及び第9号に掲げる事務とする。</p>
③システムの名称	1 生活保護システム 2 庁内連携システム 3 団体内統合宛名システム 4 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
外国人に対する生活保護ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第2項 狛江市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(以下「番号条例」という。)第3条第1項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第9号 番号条例別表第1及び別表第2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	狛江市福祉保健部福祉相談課
②所属長の役職名	福祉相談課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	狛江市 福祉保健部 福祉相談課 東京都狛江市和泉本町1-1-5 電話 03-3430-1111(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	狛江市 企画財政部 政策室 東京都狛江市和泉本町1-1-5 電話 03-3430-1111(代表)

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人未満(任意実施) ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ <input type="radio"/> ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ <input type="radio"/> ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない



# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
26	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

狛江市は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)による予防接種の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益の保護に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減するための適切なセキュリティ対策を講じることで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

東京都狛江市長

## 公表日

令和6年8月20日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務
②事務の概要	①新型インフルエンザ等対策特別措置法第28条第1項の規定による指示に基づき行う予防接種の実施に関する事務 ②新型インフルエンザ等対策特別措置法第46条第3項の規定により読み替えて適用する予防接種法(昭和23年法律第68号)第6条第1項の予防接種の実施に関する事務
③システムの名称	健康管理システム・宛名管理システム・中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 番号法別表126の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表153の項 (情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表153、154の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	狛江市福祉保健部健康推進課
②所属長の役職名	健康推進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	201-0013 狛江市元和泉二丁目35番1号 狛江市福祉保健部健康推進課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	201-8585 狛江市和泉本町一丁目1番5号 狛江市企画財政部政策室

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="checkbox"/> ] 自己点検 [ <input type="checkbox"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない



# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
27	健康増進事業の実施に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

狛江市は、健康増進法(平成14年法律第103号)の事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

東京都狛江市長

## 公表日

令和6年8月20日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進事業の実施に関する事務
②事務の概要	市民の健康の増進を図るため、健康増進法第17条第1項又は第19条の2の健康増進事業に関する事務でマイナンバーを利用して事務を行う。ただし、情報連携は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)で許容されている範囲内とし、具体的には次に掲げる事業の実施に関する情報とする。 (1) 歯周疾患検診 (2) 骨粗しょう症検診 (3) 肝炎ウイルス検診 (4) がん検診
③システムの名称	健康管理システム、宛名管理システム、番号連携サーバー、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
健康増進事業ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	■番号法第9条第1項 別表の111の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	■情報照会・情報提供の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の139の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	狛江市福祉保健部健康推進課
②所属長の役職名	健康推進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	201-0013 狛江市元和泉二丁目35番1号 狛江市福祉保健部健康推進課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	201-8585 狛江市和泉本町一丁目1番5号 狛江市企画財政部政策室

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ O ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ O ] 自己点検 [ O ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月20日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法律上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 番号法第9条第1項, 番号法別表第1の76の項</li> <li>■ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府, 総務省令第5号)第54条</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 番号法第9条第1項, 番号法別表の111の項</li> </ul>	事後	
令和6年8月20日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 番号法別表第2における情報照会及び情報提供の根拠</li> <li>番号法第19条第8号, 番号法別表第2の102の2の項</li> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府, 総務省令第7号)第50条</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 情報照会・情報提供の根拠</li> <li>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の139の項</li> </ul>	事後	

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
28	高校生等の医療費の助成に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

狛江市は、高校生等の医療費の助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

東京都狛江市長

## 公表日

令和6年8月20日

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
29	職員以外の者に係る支払調書等の法定調書作成事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

狛江市は、職員以外の者に係る支払調書等の法定調書作成事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

東京都狛江市長

## 公表日

令和6年7月24日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	職員以外の者に係る支払調書等の法定調書作成事務
②事務の概要	市より報酬等を支払った職員以外の各委員等の法定調書(源泉徴収票・給与支払報告書・支払調書)を作成・提出する。 手順 (1) 報酬等を受ける債権者本人より、「個人番号(マイナンバー)提供書類」により個人番号の提出を受ける。 (2) 提出を受けた個人番号を、市の財務会計システムに登録する。 (3) 年に一度、法定調書(源泉徴収票・給与支払報告書・支払調書)を作成し、税務署及び各地方公共団体に提出する。
③システムの名称	財務会計システム
2. 特定個人情報ファイル名	
債権者マスタ、源泉徴収ファイル、支払調書ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第4項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施しない ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	粕江市会計課
②所属長の役職名	会計課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	粕江市会計課出納係 東京都粕江市和泉本町1-1-5 03-3430-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	粕江市企画財政部政策室政策法制担当 東京都粕江市和泉本町1-1-5 03-3430-1111

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ ]提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]接続しない(入手) [ <input type="radio"/> ]接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検	[ ] 内部監査 [ ] 外部監査
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない



# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
30	寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

狛江市は、寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益の保護に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減するための適切なセキュリティ対策を講じることで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

東京都狛江市長

## 公表日

令和6年7月24日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務
②事務の概要	狛江市では、地方税法に基づき、寄附金税額控除に係る申告特例(ワンストップ特例申請)の求めを行う者(以下「申請者」という)が提出する特例申請書を收受・保管し、寄附の翌年の1月31日までに当該寄附者の住所地の市区町村長に対して、申告特例通知書の情報を通知する。 具体的には、 ① 申告特例の求めに係る申請書の受理、応答、保管 ② 申請内容の変更の届出に係る書類の受理、応答、保管 ③ 申請者の住所地の市区町村長に対する申告特例通知書の作成、電子的送付
③システムの名称	表計算ソフト
2. 特定個人情報ファイル名	
寄附金税額控除に係る申告特例ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項及び番号法別表の24の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施しない ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	東京都狛江市市民生活部課税課
②所属長の役職名	課税課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒201-8585 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号 電話03-3430-1111 狛江市市民生活部課税課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒201-8585東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号 電話03-3430-1111 狛江市企画財政部政策室政策法制担当

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人未満(任意実施) ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年7月26日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ <input type="checkbox"/> ] 委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ <input type="checkbox"/> ] 提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ <input type="checkbox"/> ] 接続しない(入手) [ <input type="checkbox"/> ] 接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="checkbox"/> ] 自己点検 [ <input type="checkbox"/> ] 内部監査 [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

